

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人妻有福祉会（以下、「法人」という。）定款第6条第3項に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定め、もって委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(設置および任務)

第2条 この委員会は、法人の評議員の選任および解任を行う。

(構成)

第3条 この委員会は、次の委員により構成する。

- (1) 監事委員 1名 現任の監事より選任する
- (2) 外部委員 1名
- (3) 事務局委員 1名 法人本部事務局職員より選任する

2 前項第2号の外部委員は、次のいずれにも該当しない者より選任する。

- (1) 法人または主要な取引先等重要な利害関係団体の業務を執行する者または使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号および第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人になった者も含む。）

3 各委員は理事会が選任し、理事長が委嘱する。

(任期)

第4条 各委員の任期は、選任されてから、監事委員についてはその在任期間まで、外部委員についてはその選任した評議員の任期までとする。

2 各委員の再任は妨げない。

3 委員が次の各号に該当するときは、理事会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(招集)

第5条 この委員会は、評議員を選任および解任する必要があるとき、理事長が招集する。

2 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面を発しなければならない。

(定数および決議)

第6条 この委員会は、外部委員を含む2名以上の出席をもって成立する。

2 この委員会は、外部委員が議長となって議事を進行する。

3 この委員会の議題は、外部委員を含む過半数により決議される。

(評議員候補者の推薦)

第7条 この委員会が評議員を選任する際に、理事会はその候補者を推薦する。

2 前項の推薦には、適任と判断した理由の他、次の事項を提示しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当該法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) その他の候補者に関する情報

3 理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）はこの委員会に出席し、前項の推薦理由等について説明しなければならない。

(評議員の解任)

第8条 この委員会において評議員の解任を行うときは、次の各号の手続きを経るものと

する。

- (1) 理事会は、委員会に対して理事会で決議された評議員解任の提案を行い、理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、この委員会に出席し、評議員として不適任とした理由を説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた当該評議員に弁明の機会を保證する。
- (3) 委員会は、理事会により提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(議事録)

第9条 この委員会の議事については、議事録を作成し、出席した委員全員が記名押印を行う。

2 議事録は、次に掲げる事項をその内容とする。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会の議事の経過およびその結果
- (3) 委員会に出席した委員および説明理事の氏名

3 議事録は、10年間保存するものとする。

(報酬)

第10条 委員会に出席した外部委員および監事委員には、別に定める規程により、評議員と同等の報酬（日当を含む）および交通費を支給する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、議決の日の後に十日町市により定款変更が認可された日（平成29年1月27日）から施行する。